

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月16日
(火曜日)

目次

- 規則
旅行业法の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則 (観光政策課) ……一
- 告示
道路の区域の変更 (道路整備課) ……二
道路の供用の開始 (道路整備課) ……二
- 公告
国営緊急農地再編整備事業 (南周防地区川西・納所換地区) の換地処分 (農村整備課) ……二
県営大迫一号地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ……二
種畜証明書の交付 (畜産振興課) ……二
岩国都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……三
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数 ……三

旅行业法の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

旅行业法の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

旅行业法の規定による意見の聴取の手續に関する規則 (平成十二年山口県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第七条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第八十九号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路 線 名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
宇部市大字善和字瀬戸原一八二の四地先から同市同大字下瀬戸原二七四の一	新	最狭 一七・五 最広 一七・四	五二・一	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 一七・三 最広 一七・四	五二・一	

道路の種類 県道
路 線 名 伊佐吉部山口線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考

宇部市大字東吉部字砂川九九二の一地先から同大字同字九九一の三地先まで		新	旧
最狭 三〇・〇六	最狭 一一・一〇六	一八・二二	一八・二二
		道路改良工事に完了による。	

山口県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四九〇号	宇部市大字善和字下瀬戸二九五の一地先から同市同大字下瀬戸原二六五の三地先まで	令和三年三月十八日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道伊佐吉部山口線	宇部市大字東吉部字砂川九九二の一地先から同市同大字同字九九一の三地先まで	令和三年三月十七日



(六八) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区川西・納所換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区川西・納所換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
令和三年三月三日
- 二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区川西・納所換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六九) 県営大迫一号地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営大迫一号地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営大迫一号地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年三月十七日から同年四月五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(七〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称

三二一三五九 九〇〇〇一	三二一三五九 九〇〇〇二	三二一三五九 九〇〇〇三	三二一三五九 九〇〇〇四	三二一三五九 九〇〇〇五	三二一三五九 九〇〇〇六	三二一三五九 九〇〇〇七	三二一三五九 九〇〇〇八	三二一三五九 九〇〇〇九
C一	A B一	H D三	H D二	H D一	C三	D一	C二	A B二
その他	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
令和二、 一四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五、 四	四、 二一
宮城 県級外	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
岩国市錦町宇佐郷 株式会社A Iセ ンター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(七二) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・四・十一岩国停車場保津線

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市麻里布町二丁目、今津町二丁目、今津町三丁目、川下町二丁目、川下町三丁目、車町二丁目、中津町二丁目、中津町三丁目、門前町三丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、南岩国町一丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目、南岩国町五丁目、藤生町一丁目、藤生町三丁目、黒磯町一丁目、青木町一丁目、青木町三丁目、保津町一丁目、保津町二丁目及び通津

三 変更の内容
路線の廃止

四 都市計画の案の縦覧期間

令和三年三月十六日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和三年三月十六日

山口県選挙管理委員長 秋本 泰 治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、九六六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四三、五三五
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	七二、八五三 四五、九〇一 四五、九九一 四二、三二八 三一、四二二 一三、七二二 一五、二二二

